

国税だより

■ 国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決！

国税に関するご質問・ご相談は、国税庁ホームページをご利用ください。

⇒ チャットボット（ふたば）に質問する

相談可能税目：所得税の確定申告、消費税の確定申告、インボイス制度、
所得税の定額減税（令和7年3月末まで）

国税庁 チャットボット

検索

スマホでのご利用はこちらから→



⇒ タックスアンサーを利用する

国税庁 タックスアンサー

検索

スマホでのご利用はこちらから→



国税庁ホームページで解決しない場合には、電話相談をご利用ください。

⇒ 【国税相談専用ダイヤル】0570-00-5901（全国一律料金）

受付時間 平日8:30～17:00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

■ 申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の振替期日

申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税（個人事業者）の納税は、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。

令和6年分の確定申告の振替納付日は、次表のとおりです。「振替納税」をご利用の方は、振替日の前日までに口座の残高をご確認ください。

申告所得税及び復興特別所得税	令和7年4月23日（水）
消費税及び地方消費税（個人事業者）	令和7年4月30日（水）

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）又は **国税庁** **検索** をご覧ください。
ご不明な点がございましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

【国税相談専用ダイヤル】0570-00-5901 ※ナビダイヤル

■ 「にせ税理士」にご注意

税理士でない人が、税務代理、税務書類の作成及び税務相談といった税理士業務をおこなうこと（いわゆる「にせ税理士」行為）は、税理士法で固く禁じられています。

所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書や決算書などの税務書類の作成や税務相談を依頼する場合は、税理士であること（「税理士証票」を携行し、「税理士会員章（バッジ）」を付けています。）をご確認ください。

「にせ税理士」へ相談することは、あなた自身に不測の損害を与えるおそれがありますので、十分にご注意ください。

「にせ税理士」の概要はこちらから確認できます。

詳しいことは、最寄りの税務署にお尋ねください。

大隅税務署（☎099-482-0007）※自動音声案内



QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。